

# 総括調査票

調査事案名	(18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し			調査対象 予算額	令和4年度：384,654百万円 (参考 令和5年度：505,213百万円)		
府省名	農林水産省	会計	食料安定供給特別会計 (食糧管理勘定)	項	食糧売払代	調査主体	本省
組織	-			目	食糧売払代	取りまとめ財務局	-

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

#### (1) 輸入小麦に係る政府売渡制度

○ 主要食糧の一つである小麦は国内需要量の約9割を海外から輸入しており、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、政府が国家貿易として買入れ及び製粉企業等への売渡しを行っており、事業に係る予算や損益計算については、食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）において管理されている。【図1】

○ 製粉会社等への政府売渡価格は、輸入小麦の買入価格に、マークアップ（国産小麦の生産振興に充当するための輸入差益）を上乗せして算定しているところ、国際市況や為替等による買入価格の変動を緩和するため、年2回（4月期、10月期）、直近6か月間の平均買入価格を基に算出することとしている。【図2】

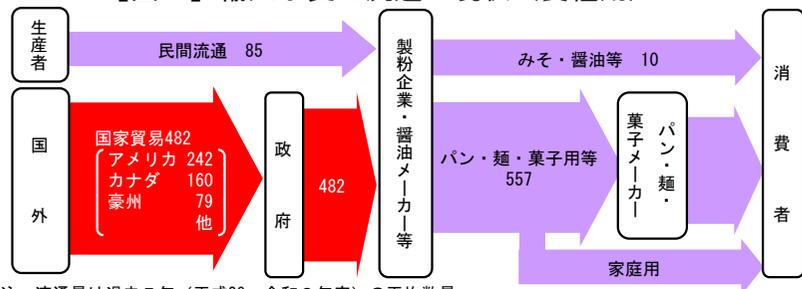
#### (2) 令和4年10月期の政府売渡価格の抑制

○ ウクライナ情勢等による国際価格の急騰に伴い、輸入小麦の買入価格が高騰したことを受け、令和4年10月期の政府売渡価格について、物価高騰対策として、令和4年4月期の売渡価格に据え置いた（通常の6か月間の算定ルールの場合、86,850円/tに改定されるところ、算定期間を1年間に延長することで、同年4月期の価格（72,530円/t）に実質的に据え置き）。これに伴う売渡収入の減少分（311億円）については、予備費の使用により対応することとした（令和5年3月28日使用決定）。【図3】

※ 令和5年4月期については、1年間の買付価格で算定するところ、激変緩和措置として、ウクライナ情勢等による急騰の影響を受けた期間を除く、直近6か月間の買付価格を反映した水準（前期比+5.8%）まで上昇幅を抑制した。

【図1】 輸入小麦の流通の現状（食糧用）

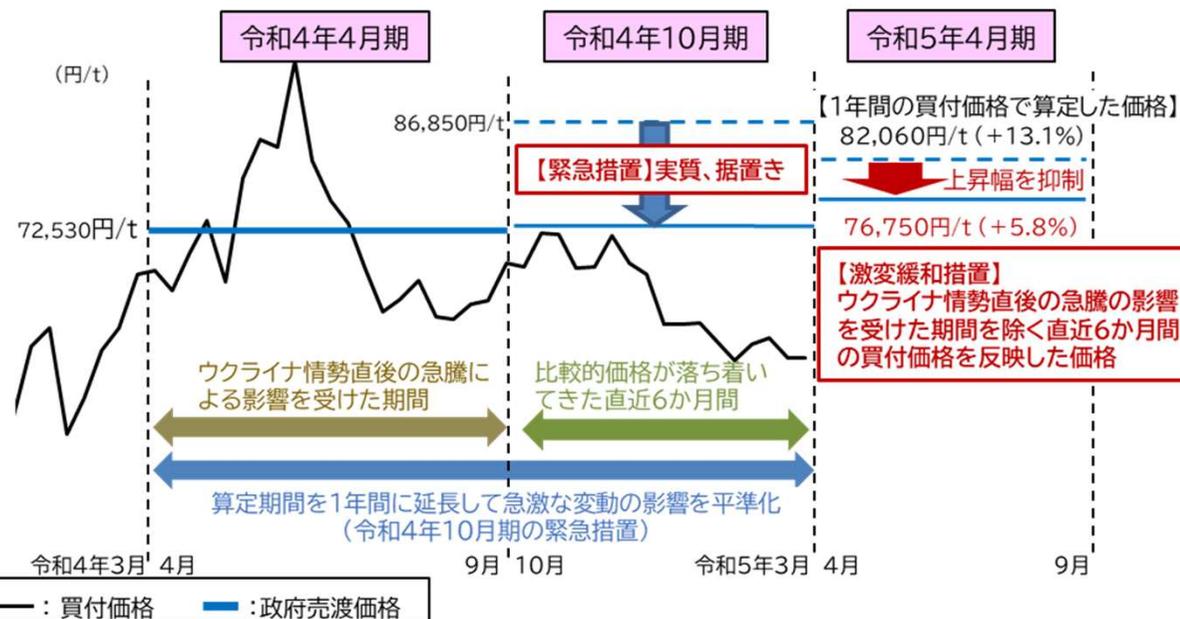
（単位：万トン）



【図2】 輸入小麦政府売渡価格の構成



【図3】 輸入小麦政府売渡価格の緊急措置・激変緩和措置



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し

## ②調査の視点

### 1. 政府売渡価格の据え置き の卸売価格への影響

○ 輸入小麦の政府売渡価格の据え置きにより、小麦関連製品の卸売価格についても据え置き等の効果が確認されるか。

### 2. 製造事業者の経営等 への影響

○ 製造事業者の経営や価格戦略にどのような影響があったか。

### 3. 消費者物価対策とし ての効果

○ 小麦関連製品の小売価格について、据え置き等の効果が確認されるか。

#### 【調査対象年度】

令和4、5年度  
(令和4年10月～令和5年4月)

#### 【調査対象先数】

製粉協会加入企業：21先  
一般社団法人日本パン工業会加入企業：20先  
一般社団法人日本即席食品工業協会加入企業：57先

#### 【小売価格調査】

・小売物価統計調査  
(東京都区部/令和4年1月～令和5年4月)

## ③調査結果及びその分析

### 1. 政府売渡価格の据え置きの卸売価格への影響

#### (1) 小麦関連製品の卸売価格に係る対応

○ 小麦を主原料とする製品の製造事業者（製粉企業、パン・即席食品メーカー）に対し、令和4年10月期の輸入小麦の政府売渡価格の据え置きによる自社製品の卸売価格に係る対応について、書面により実態調査を行った。【図4】【表1】

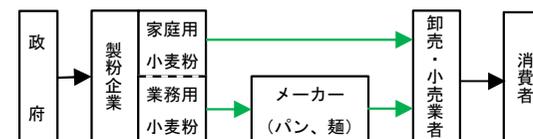
○ 輸入小麦の政府売渡価格が据え置かれた令和4年10月以降（令和4年10月～令和5年4月末）の自社製品の卸売価格について、品目別に値上げの有無及び値上げ幅を確認したところ、

- ・小麦粉については、業務用・家庭用ともに値上げを実施したとの回答はなかったが、ミックス粉については、約8割の品目で値上げを実施したと回答。
- ・パン製品については、価格改定により値上げされた品目は1割未満にとどまる一方、約7割の事業者が、菓子パンや惣菜パン等を中心に商品リニューアルや内容量の変更による事実上の値上げを実施したと回答。
- ・即席めんについては、カップ麺の値上げは1割未満にとどまる一方、チルド麺については約8割、冷凍麺については約7割の品目で値上げを実施したと回答。

#### (2) 卸売価格の値上げを行った要因

○ 自社製品の卸売価格の値上げ等を行った要因としては、「小麦以外の原料価格の高騰」が最多であり、次いで「包材資材費の高騰」、「動力燃料費の高騰」等の回答があった。【表2】

【図4】調査対象品目（緑色の矢印部分の品目価格を調査）



【表1】令和4年10月以降の自社製品の卸売価格の値上げ実施状況

品目名	値上げした品目数の割合		値上げ幅の内訳						
	全品目数	値上品目数	(%)	~3%	3-5%	5-7%	7-10%	10-15%	15%+
業務用小麦粉	-	0	0%						
家庭用小麦粉	193	0	0%						
ミックス粉	3,022	2,349	77.7%	41%	18%	17%	11%	8%	4%
食パン	1,137	63	5.5%		57%	25%	14%	3%	
菓子パン	2,489	71	2.9%		61%	10%	3%	1%	
惣菜パン等	1,339	73	5.5%		36%	30%	12%	21%	1%
カップ麺	540	19	3.5%	11%			89%		
チルド麺	173	143	82.7%	6%	17%		62%	15%	
冷凍麺	523	347	66.3%	1%			88%	3%	7%
袋麺	349	113	32.4%	2%	19%	37%		42%	

※「惣菜パン等」には、食パン、菓子パンを除くその他のパン(いわゆる惣菜パン、調理パン等)が含まれる。

【表2】自社製品の卸売価格を値上げした要因 ※複数回答可  
(単位:件)

小麦以外の原料価格の高騰	27
包装資材費の高騰	23
動力燃料費の高騰	21
人件費の高騰	12
円安(原材料等を外貨で直接購買している場合に限る)	5
海上運賃・物流費の高騰	3

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し

## ③調査結果及びその分析

### 2. 製造事業者の経営等への影響

- 政府売渡価格の据え置きによる製造事業者の経営や価格戦略に与えた影響について、「製品価格改定の検討期間ができた」、「利益確保に貢献した」といった回答がある一方、「小麦以外の原材料の製品価格への転嫁が困難になった」との回答が、製粉企業及びパンメーカーで最多であった。【表3】
- 令和5年5月以降（令和5年4月期の政府売渡価格の引き上げ後）の価格改定の予定（令和5年5月1日時点）について、特に食パン、カップ麺、袋麺、ミックス粉等において、政府売渡価格の引き上げ幅（前期比+5.8%）を上回る水準での改定予定との回答があった（多くの品目において、上記「製品価格への転嫁が困難」となった小麦以外の原材料価格等の上昇分が令和5年5月以降の製品価格に転嫁されるものと推察される）。【表4】

【表3】政府売渡価格の据え置きによる主な経営上の影響 ※複数回答可  
(単位:件)

	小麦粉	パン製品	即席めん	計
小麦以外の原材料等の製品価格への転嫁が困難になった	19	11	3	33
製品価格改定の検討期間ができた	4	8	6	18
抑制された分、利益確保に貢献した	1	6	7	14
資金繰りが改善した	3	0	1	4
収益が向上した	1	0	1	2

【表4】令和5年5月以降の自社製品の卸売価格の値上げ実施予定（令和5年5月1日時点）

品目名	値上げ予定品目数の割合			値上げ予定幅の内訳				
	全品目数	値上り品目数	(%)	~3%	3-5%	5-7%	7-10%	10-15%
家庭用小麦粉	193	182	94.3%	23.6%	43.4%	14.3%	14.3%	4.4%
ミックス粉	3,022	2,342	77.5%	30.4%	20.2%	29.6%	15.1%	3.9%
食パン	1,133	914	80.7%	1.5%	3.9%	79.4%	13.5%	1.5%
菓子パン	2,446	1,373	56.1%	6.6%	11.1%	55.5%	25.3%	1.5%
惣菜パン等	1,294	838	64.8%	4.9%	4.5%	44.4%	45.8%	0.4%
カップ麺	521	395	75.8%	1.5%	9.9%	23.3%	65.1%	0.3%
チルド麺	173	13	7.5%			100.0%		
冷凍麺	523	20	3.8%		25.0%		50.0%	25.0%
袋麺	340	284	83.5%	1.8%	22.2%		30.6%	45.4%

※ 業務用小麦粉については、現行価格と比較して、強力系小麦粉は235円/25kg、中力系・薄力系小麦粉は135円/25kg又は140円/25kgを引き上げる予定

※ 「惣菜パン等」には、食パン、菓子パンを除くその他のパン(いわゆる惣菜パン、調理パン等)が含まれる。

### 3. 消費者物価対策としての効果（小売価格への影響）

- 小売物価統計調査（東京都区部）の対象品目から、主たる原料として小麦が使用されている製品について、令和4年10月期の政府売渡価格の据え置きの前後における小売価格の変動幅を調査し、メーカー・流通段階を経て、最終消費者が実際に負担する価格への影響を確認した。【図5】

(注) 通常、製粉企業が業務用小麦粉の価格に政府売渡価格の改定を反映するのは約3か月後であることから、令和4年4月期については「改定前」を令和4年1月～同6月、「改定後」を令和4年7月～同12月とし、令和4年10月期の政府売渡価格の改定の影響については、「据え置き前」を令和4年7月～同12月、「据え置き後」を令和5年1月～同4月とし、それぞれの期間の平均小売価格の増加率を算出した。

【図5】調査対象品目  
(緑色の矢印部分の品目価格を調査)



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し

## ③調査結果及びその分析

- 令和4年10月期の政府売渡価格の据え置きを反映した期間の平均小売価格の増加率については、
  - ① 家庭用小麦粉、食パン、カップ麺については、+1%～2%程度
  - ② 惣菜パン（カレーパン・サンドウィッチ）については、+2%～4%程度
  - ③ チルド麺（ゆでうどん・中華麺）については、+3%～5%程度
  - ④ 外食については、中華そばが+2%、うどんが+約5%、ハンバーガーが+約7%、宅配ピザが+約11%となっている。【表5】
- ①家庭用小麦粉等については、1. の卸売価格の対応や、令和4年4月期の政府売渡価格の改定（前期比+17.3%）の前後の小売価格の増加率（+6%～9%程度）と比較しても低い増加率となっていることを踏まえると、政府売渡価格の据え置きにより、一定の小売価格の抑制効果があったと考えられる。
- 他方、②惣菜パンや③麺製品、④外食については、据え置き後も小売価格が上昇しており、品目によっては令和4年4月期の改定前後の増加率を上回る水準となっている。また、食料品全体（生鮮食品を除く）の消費者物価指数の上昇率（+3.7%）を下回る水準にないことも踏まえると、これらの品目については、政府売渡価格の据え置きによる小売価格の抑制効果を明確に確認することは困難である。

【表5】小売物価統計調査を基にした小麦使用品目の小売価格増加率

品目	① 家庭用小麦粉等			② 惣菜パン		③ チルド麺		④ 外食				消費者物価指数 【食料品全体 (生鮮食品を除く)】
	家庭用小麦粉	食パン	カップ麺	カレーパン	サンドウィッチ	ゆでうどん	中華麺	中華そば	うどん	ハンバーガー	宅配ピザ	
令和4年4月期 増加率	9.2%	6.1%	9.0%	7.4%	6.8%	5.9%	3.4%	1.0%	3.3%	10.1%	2.6%	3.8%
令和4年10月期 増加率	1.0%	1.4%	1.6%	2.4%	4.1%	5.0%	3.3%	2.0%	4.6%	7.4%	11.3%	3.7%



## ④今後の改善点・検討の方向性

- 輸入小麦の政府売渡価格の据え置きによる小麦関連製品の影響については、小麦粉や食パンのように、製造事業者の卸売価格及び小売段階において、製品価格が概ね横ばいとなり、価格抑制の効果があったと評価できる品目がある一方、品目によっては、価格抑制の効果が確認できないものもあった。
- これについては、品目により製品価格に占める原料小麦の価格の割合が低い、あるいは、製品価格の改定のタイミングが政府売渡価格の改定と必ずしも一致しない等の理由が考えられるが、製造・卸・小売の各段階における転嫁の要因が明らかではなく、令和5年4月期の政府売渡価格の引上げ後の小売価格の動向も含め、政策効果を丁寧に検証する必要がある。
- また、政府売渡価格の据え置きにより、製造事業者において、「製品価格改定の検討期間ができた」など経営にプラスの影響があったとの回答もある一方、「小麦以外の原材料等の製品価格への転嫁が困難となった」との回答が多数あったことから、事業者における円滑な価格転嫁に配慮することが求められる。